

米原市役所庁舎施設電力供給契約仕様書

本仕様書は、米原市役所米原庁舎（米原公民館を含む。）、山東庁舎、近江庁舎、伊吹庁舎の各庁舎施設で使用する電気の需給について定めたものである。

1 概要

- (1) 需要場所 別紙1「需要場所等一覧表」のとおり
- (2) 業種・用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧、標準周波数、受電方式および蓄熱式負荷設備の有無、発電設備等は以下のとおり

| | |
|--------------|-------------------|
| ア 供給電気方式 | 交流3相3線式 1回線受電 |
| イ 供給電圧（標準電圧） | 6,600 ボルト |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | 6,600 ボルト |
| エ 標準周波数 | 60 ヘルツ |
| オ 受電方式 | 1回線受電 |
| カ 受電設備容量 | 別紙1「需要場所等一覧表」のとおり |
| キ 蓄熱式負荷設備の有無 | 別紙1「需要場所等一覧表」のとおり |
| ク 発電設備 | |
| ・常用発電設備 | なし |
| ・非常用発電設備 | 別紙1「需要場所等一覧表」のとおり |

3 契約電力および年間予定使用電力量

- ア 契約電力（常時電力） 各施設の契約電力は以下のとおり
 - ・米原庁舎 250 kW
 - ・山東庁舎 126 kW
 - ・近江庁舎 107 kW
 - ・伊吹庁舎 52 kW

※ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その1月最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

- イ 予定使用電力量 別紙2「電力使用計画一覧」のとおり
 - ・米原庁舎 412,714 kWh
 - ・山東庁舎 288,732 kWh

・近江庁舎 270,779 k Wh

・伊吹庁舎 122,444 k Wh

※予定使用電力量はあくまでも予定量であり、これを上回り、または下回ることがある。

ウ 最大需要電力実績 別紙3「使用電力量および最大需要電力実績」のとおり

エ 使用電力実績 別紙3「使用電力量および最大需要電力実績」のとおり

4 契約期間

令和2年4月1日0時から令和3年5月31日24時まで

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

5 需要地点

需要場所における米原市役所各庁舎構内第1柱上に本市が施設した高圧気中開閉器の電源側接続点

6 電気工作物の財産分界点

需要地点に同じ

7 保安上の責任分界点

需要地点に同じ

8 供給の方法

施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

9 検針日および計量

(1) 検針日は毎月1回とし、1日に検針できない場合は、翌日以降に実施すること。

(2) 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。

(3) 使用電力量の検針後、検針結果（契約電力、最大需要電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を速やかに各庁舎へ通知すること。

10 料金制度および電力料金の算定

(1) 電気料金は、基本料金と電力量料金（夏季・その他季）に基づく二部料金制とする。

ただし、特約割引など各社ごとに設定できるものとし、入札に当たっては特約等の割引を加味した内容によるものとする。

また、本入札では消費税率は10%で計算することとする。

(2) 電力料金は、次のアからオまでに掲げる料金を合算した額とする。

ア 常時基本料金

契約電力および基本料金単価を用いて次に定める算式により算出する。

基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率調整

アー1 力率調整

力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定で、次に定める算式により算出する。

力率調整＝1.85－力率／100

イ 電力量料金

使用電力量および電力量料金単価を用いて次に定める算式により算出する。

電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

ウ 燃料費調整額

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとし、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める供給条件等によるものとする。ただし、地域の一般電気事業者が定める供給条件等の規定を超えない額とする。なお、入札価格の算定に当たっては、燃料費の調整は考慮しないものとする。

燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づくものとする。なお、入札価格の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

再生可能エネルギー発電促進賦課金

＝使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

オ 各種特約による割引等

各種特約等の割引制度がある場合は、当該割引額を差し引くものとする。

なお、入札時に加味した特約割引条件は必ず契約に適用するものとする。

11 電気料金の請求および支払方法

電気料金の請求は、庁舎ごとに行い、請求書のほかに内訳（契約電力、最大需要電力、

使用電力量、力率、単価、料金等)を添付するものとする。

また、供給者は、1月ごとに電気料金を算定し、速やかに電気料金の請求を行うこととし、市は、請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

なお支払遅延による支払利息等の算定に当たっては、地域の一般電気事業者が定める供給条件等の規定を超えないものとする。

12 精算金

契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は、精算金を請求できるものとする。精算金の算定を行う場合は、供給者が定める供給条件等によるものとする。ただし、精算金の額の算出に当たっては、地域の一般電気事業者が定める供給条件等の規定を超えないものとする。

13 電気料金その他の算定に係る単価およびその端数処理

ア 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税および地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

14 電気の供給を中止または制限したときの料金割引

電気の供給を中止または制限したときは、料金を割引すること。割引の対象および率については、双方協議により定める。

15 条件付解除

本電力調達については、電力供給契約対象期間の年度における本市予算の成立を前提に行うものであり、当該年度の本市予算が成立しなかった場合、および当該契約に係る歳出予算の減額または削減があった場合は、当該契約の解除または変更をすることがある。この場合、本入札等に要した全ての費用について本市に請求することができない。

16 その他特記事項

- (1) 供給者は、発注者の契約期間における契約電力、最大需要電力、使用電力量、力率、単価、料金等の情報を供給者のウェブサイト等で発注者が閲覧可能な状況を確認し、またはこれに代わる情報提供をするものとする。
- (2) その他電力に係る取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に定めのない事項については、供給者の定める供給条件等によるものとする。ただし、供給条件等に規定がないときまたは疑義が生じたときは、発注者と供給者の間で協議し決定するものとする。
この場合においては、地域の一般電気事業者が定める供給条件等を参照の上、協議を了することとする。
- (3) 供給者は、令和2年4月1日から米原市役所各庁舎施設供給場所へ電力供給できるよう、一般電気事業者への接続供給申込み等一切の事務処理を行うこと。
- (4) 本市が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」「地球温暖化対策の推進に関する法律」「地球温暖化対策実行計画」等に基づく、省エネルギー、省CO2活動を実施するに当たり、本市が供給者に対して活動内容について提案を求めた場合、供給者はエネルギー診断の実施等による客観的なデータを用い、システムならびに運用面から最適な提案を行うものとする。
- (5) 供給者は、電力を供給している箇所の構内受電設備（変圧器、電力ケーブル、遮断器等）に損壊等のトラブルが発生した場合、本市からの要望があれば、復旧に当たる施行業者の紹介等の設備復旧支援を迅速に実施するものとする。